

	施策の内容	No.	取組事項	No.	取組事項(細目)	取組内容	担当課	関係課	年度別計画					目標(令和9年度)	最終目標		
									R5	R6	R7	R8	R9				
(3)民間活力の活用																	
複雑化する行政課題を効果的に解決していくため、公共性の確保に留意しながら、P P P・P F Iの導入や業務のアウトソーシングなど、民間活力の活用を推進します。	1	指定管理者制度の円滑な運用	1	指定管理者制度の円滑な運用	指定管理者制度導入のメリット・デメリットの比較検討を始め、社会経済情勢の変化等を踏まえながら課題整理や効果の検証等を随時行い、施設の設置目的を効率的・効果的に達成することができる施設については、指定管理者制度の導入を推進する。 また、導入済み施設については、より有効な施設の管理に向けてマニュアル等の見直しを行う。 さらに、選定(公募)に際しては、優れた民間事業者の応募が促進されるよう、制度の運用について適宜改善を図る。	政策課	施設所管課	・制度の運用方法等について適宜見直し ・新規導入について、総合的な見地から検討	・制度の運用方法等について適宜見直し ・新規導入について、総合的な見地から検討	・制度の運用方法等について適宜見直し ・新規導入について、総合的な見地から検討	・制度の運用方法等について適宜見直し ・新規導入について、総合的な見地から検討	・制度の運用方法等について適宜見直し ・新規導入について、総合的な見地から検討	民間等のノウハウの活用により、より高い費用(指定管理料)対効果(市民サービスの向上)を実現する。	民間等のノウハウの活用により、より高い費用(指定管理料)対効果(市民サービスの向上)を実現する。			
	2	民間委託等の推進	1	民間委託等の推進													
					ア	学校給食調理業務の委託化	新たに委託が決定していない小学校2校について、給食室の設備等の状況や給食調理員の退職等を踏まえ、委託年度について検討する。	学務課		・検討	・新規委託1校(野寺小)延期	・新規委託1校(野寺小)	・検討	・検討	全校委託化の方針決定に向けた検討を行う。	小・中学校全23校の学校給食調理業務の民間委託化を完了する。	
					イ	保育園給食調理業務の委託化	現在委託していない3園について、給食調理員の退職等を踏まえ、委託化を推進する。	保育課		・検討	・検討	・検討	・検討	・検討	委託化の方針決定に向けた検討を行う。	公立保育園全6園の給食調理業務の民間委託化を完了する。	
					ウ	小学校水泳授業の民間委託化	新たに八石小学校及び野火止小学校の委託を進めるとともに、令和8年度までに年度ごとに2校ずつ委託校を増やしていく。令和8年度以降の委託校については、令和9年度までに検討し、他の委託先を含めて計画を立てる。	教育支援課	教育総務課	・新規委託2校(野火止小、八石小) ・全3校(栄小及び新規2校)の委託化	・新規委託2校(第四小、新座小) ・全5校の委託化	・新規委託2校 ・全7校の委託化	・新規委託2校 ・全9校の委託化	・他の委託先を含め残りの8校の水泳授業の委託を検討 ・令和10度以降の計画立案	全17校中50%以上の小学校の水泳授業を委託化する。	全小学校(17校)の水泳授業の委託化を完了する。	
エ	その他民間委託化の検討	PFI等新たな民間活力の導入手法等について調査研究を行い、活用が可能な場合は推進を図る。	政策課		・効果的な手法の研究 ・委託化する新たな業務の検討	・効果的な手法の研究 ・委託化する新たな業務の検討	・効果的な手法の研究 ・委託化する新たな業務の検討	・効果的な手法の研究 ・委託化する新たな業務の検討	・効果的な手法の研究 ・委託化する新たな業務の検討	民間活力の活用を通じたサービスの向上や財政負担の軽減、業務効率化を実現する。	民間活力の活用を通じたサービスの向上や財政負担の軽減、業務効率化を実現する。						
(4)DXの推進による業務効率化とサービスの向上																	
				1	行政手続きのオンライン化	添付書類の省略やオンライン決済機能を活用し、デジタルファーストを原則とした行政手続のオンライン化を推進する。	デジタル市役所推進室	全部局・室	・電子申請システムの各所属での運用開始に向けた移行作業及び操作説明会等の実施 ・行政手続等オンライン化方針に基づく、各種手続オンライン化の推進	・電子申請システムの各所属での運用 ・行政手続等オンライン化方針に基づく、各種手続オンライン化の推進	・電子申請システムの各所属での運用 ・行政手続等オンライン化方針に基づく、各種手続オンライン化の推進	・電子申請システムの各所属での運用 ・行政手続等オンライン化方針に基づく、各種手続オンライン化の推進	・電子申請システムの各所属での運用 ・行政手続等オンライン化方針に基づく、各種手続オンライン化の推進	オンライン申請を活用した手続のオンライン申請率を30%以上とする。	時間、場所を問わずに市への申請・届出を可能にすることで、市民の利便性向上を図る。 また、申請・届出受付後の事務処理を紙から電子データに移行することで、業務の効率化が図られ、職員が相談業務等に注力することができる。		
						2	マイナンバーカードの普及促進と新たな活用の検討	国の方針に基づき、マイナンバーカードの更なる普及促進の取組を行う。 また、マイナポータルからのオンライン手続の拡大、マイナンバーカードの多目的利用など、更なる活用を検討する。	市民課		・マイナンバーカードの交付率70%以上	・マイナンバーカードの交付率80%以上	・マイナンバーカードの交付率85%	・マイナンバーカードの交付率90%	・マイナンバーカードの交付率95%	マイナンバーカードの交付率を95%にする。	マイナンバーカードの交付率を100%にする。
									デジタル市役所推進室		・本人確認機能を活用したオンライン申請手続の拡充 ・マイナンバーカード利用サービスの調査研究	・本人確認機能を活用したオンライン申請手続の拡充 ・マイナンバーカード利用サービスの調査研究	・本人確認機能を活用したオンライン申請手続の拡充 ・マイナンバーカード利用サービスの調査研究	・本人確認機能を活用したオンライン申請手続の拡充 ・マイナンバーカード利用サービスの調査研究	・本人確認機能を活用したオンライン申請手続の拡充 ・マイナンバーカード利用サービスの調査研究	市民の利便性向上及びオンライン申請の積極的な活用による窓口の混雑を緩和を図る。	マイナンバーカードの市民カード化を推進する。